

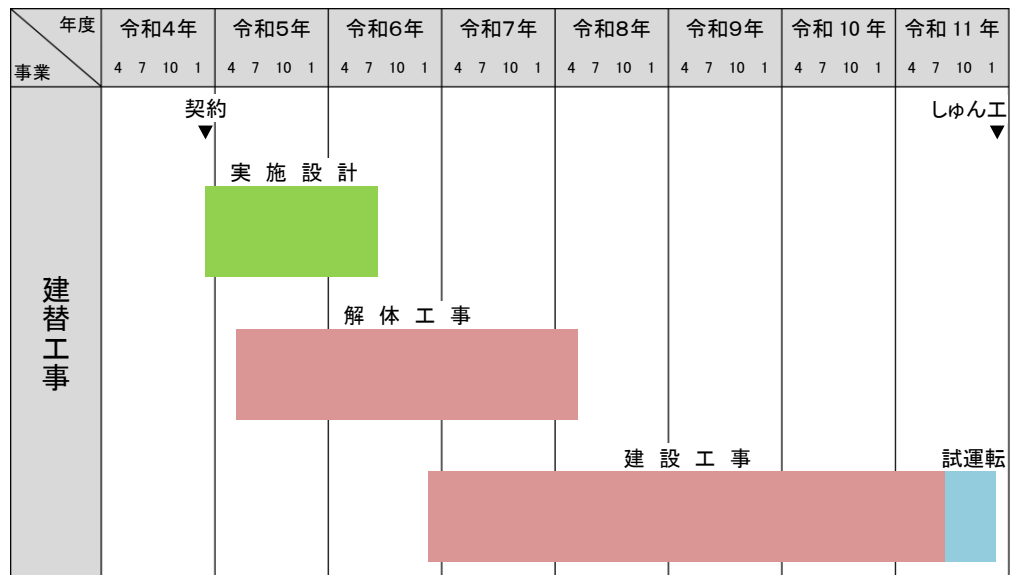
北清掃工場建替工事の概要

令和5年2月

東京二十三区清掃一部事務組合

- 1 件 名 北清掃工場建替工事
- 2 目 的 北清掃工場の建替事業は、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、循環型ごみ処理システムを構築するための施設整備の一環として、既存の北清掃工場の建替えを行う。
- 3 工事場所 東京都北区志茂一丁目2番36号
(図-1 周辺状況図 参照)
- 4 敷地面積 19,914.48 m²
- 5 契約の相手方 三菱・フジタ特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額 ¥60,758,500,000.-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥5,523,500,000.-)
- 7 工 期 契約確定の日から令和12年2月28日まで

建替工事工程



8 基本方針及び
基本コンセプト

(1) 基本方針

- ア 緑地との調和
- イ 環境との共生
- ウ エネルギーの有効活用
- エ 施設の強靱化

(2) 基本コンセプト

環境に配慮し、地域に親しまれる清掃工場

9 建築計画

	現工場	新工場
敷地地盤 (GL)	A.P. + 3.7 m	A.P. + 3.7 m (1階床高:GL + 3.0 m)
工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、 一部鉄骨造 地下4階 地上6階 高さ:31 m 建築面積: 6,344.54 m ² 延床面積:18,774.58 m ²	鉄骨鉄筋コンクリート造、 鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地下3階 地上5階 高さ:約 28 m 建築面積:約 12,235 m ² 延床面積:約 34,224 m ²
付属施設	飛灰搬出設備棟、計量棟、 洗車棟ほか	エントランス棟、計量棟、 洗車棟、人工地盤ほか
煙突	外筒:鉄筋コンクリート造 内筒:ステンレス製 高さ:約 120 m	外筒:鉄筋コンクリート造 内筒:ステンレス製 高さ:約 120 m

(図-2 工場完成予想図(落札者技術提案デザイン) 参照)

10 プラント計画

	現工場	新工場
施設規模	全連続燃焼式火格子焼却炉 600トン/日 (600トン/日・炉×1基)	全連続燃焼式火格子焼却炉 600トン/日 (300トン/日・炉×2基)
排ガス 処理設備	ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等	ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等
発電能力	11,500 kW	約 20,000 kW
余熱利用	北区立元気ふらざへ温水熱 供給	北区立元気ふらざへ温水熱 供給

(図-3 プラント設備全体フロー(模式図) 参照)

11 環境保全

(1) 大気汚染防止

排ガス条件

	現工場	新工場
ばいじん	0.02 g/m ³ N 以下	0.01 g/m ³ N 以下
硫黄酸化物	20 ppm 以下	10 ppm 以下
窒素酸化物	70 ppm 以下	50 ppm 以下
塩化水素	15 ppm 以下	10 ppm 以下
水銀	50 μg/m ³ N 以下	30 μg/m ³ N 以下
ダイオキシン類	1 ng-TEQ/m ³ N 以下	0.1 ng-TEQ/m ³ N 以下

注)酸素濃度12%換算値

(2) 水質汚濁防止

施設排水は、下水道法による排除基準に適合させ、公共下水道へ放流する。

(3) 騒音・振動防止

施設の騒音・振動発生機器等は極力屋内に配置し、防音・防振対策を行う。

(4) 臭気対策

ごみバンク内の空気を燃焼用空気として使用し、熱分解により臭気を取り除くほか、エアカーテン、自動扉、脱臭設備等により臭気対策を行う。

ごみ収集車等は、自動洗車装置により洗浄を行う。

12 解体計画

既存建築物(工場棟、飛灰処理設備棟、煙突、付属施設)を解体・撤去する。工場棟の一部を先行解体し、先行解体完了後、残りの工場棟部分を覆い、地上部及び地下部の解体を行う。

13 建設計画

(1) 周辺環境との調和

工場施設及び外構施設は、周辺環境に調和した施設とする。このため、効率的な配置計画により敷地の有効利用を図り、豊かな緑化を実現するとともに、サイン、修景計画については以下の点を考慮する。

ア 建物内及び敷地内のサイン計画は、シンプルで明解・統一感のあるものとし、建物内外の色彩計画との調和を図る。

イ 修景計画は同項(1)の計画と整合し、地域住民及び来訪者に好感を与える施設の配置や壁面を活用した修景等を行う。

ウ 設計にあたっては、北区景観づくり計画を遵守する。

(2) 災害対策

清掃工場の災害対策として、A.P.+8.5m (GL+4.8m)の浸水に対しても清掃工場としての機能維持及び場外への有害物質漏洩を防止させるため、盛土、人工地盤、浸水防止設備等を設ける。また、非常用発電装置は、焼却炉1炉の立上げを可能とする。

(3) 緑化計画

「工場立地法」、「東京都における自然の保護と回復に関する条例」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」については、可能な限り地上部で緑地面積を確保する。屋上緑化及び壁面緑化については、地上部の緑化と一体となった緑地空間を構成する。また、「北区緑の基本計画2020」などの考え方にに基づき、生物多様性を考慮した計画とする。

(図-4 敷地計画図 参照)

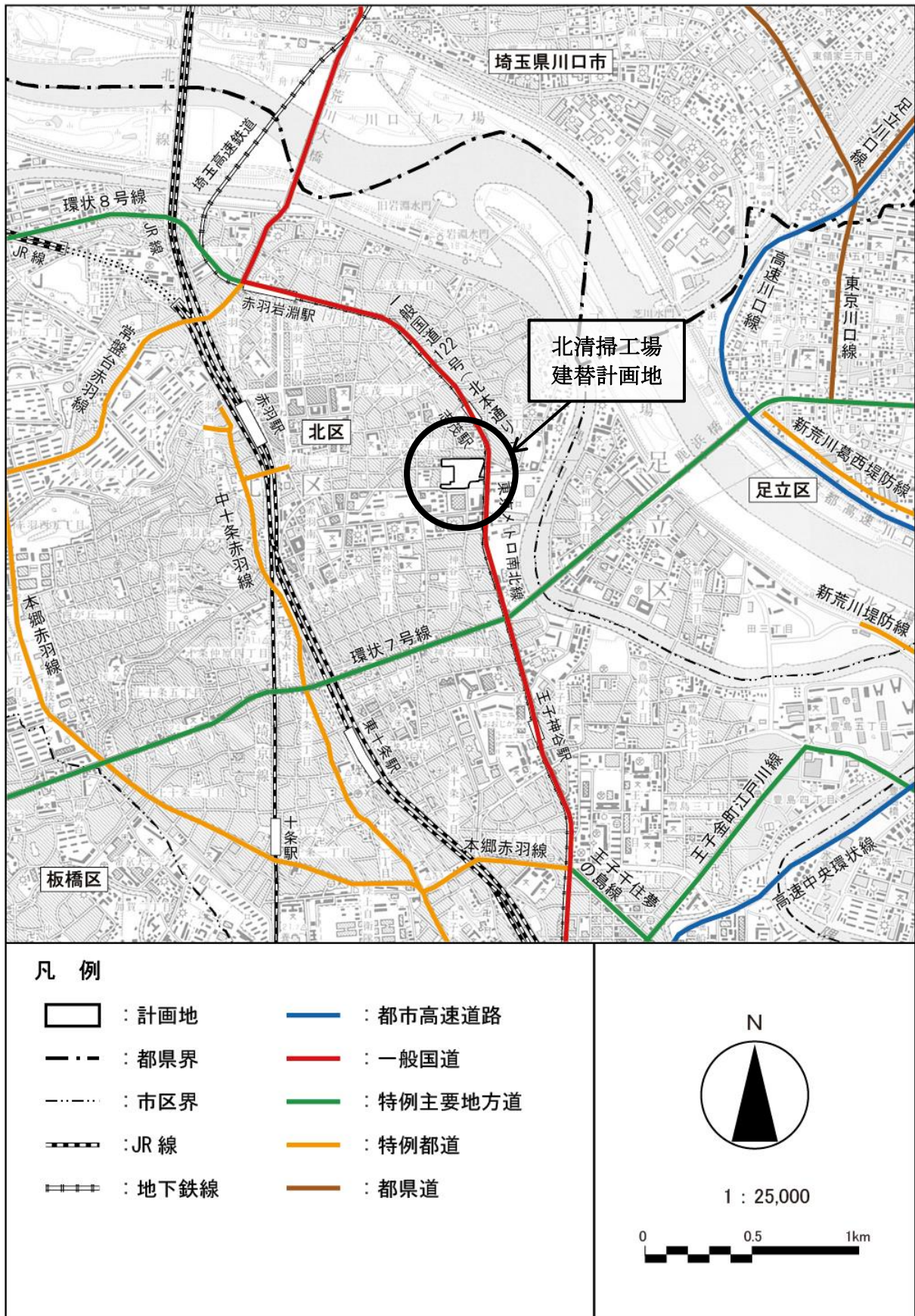


図-1 周辺状況図



図-2 工場完成予想図（落札者技術提案デザイン）

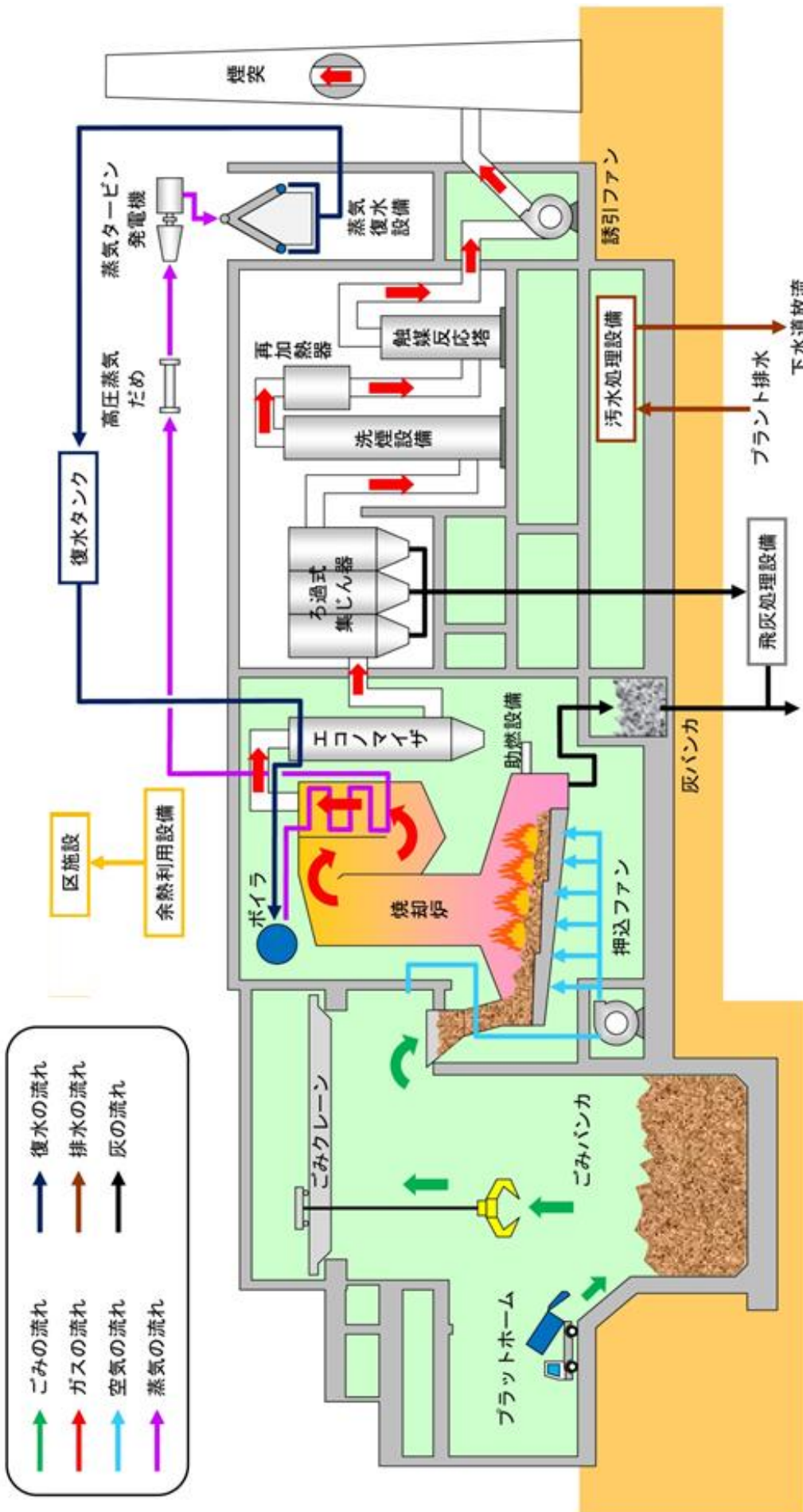


図-3 プラント設備全体フロー(模式図)

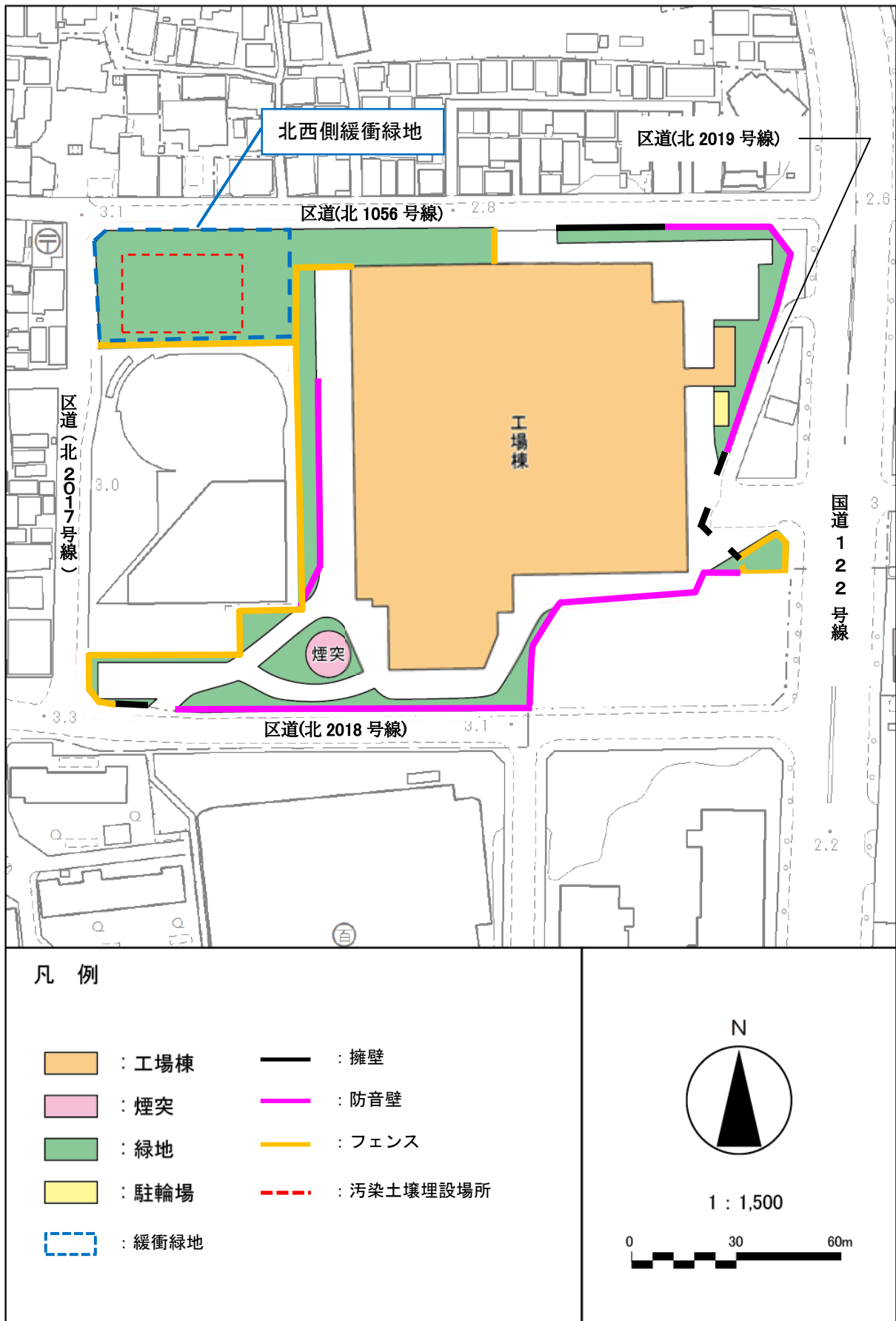


図-4 敷地計画図